

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に係る
建築物エネルギー消費性能適合性判定及び届出に関する
事務処理要領（抜粋）

制定 平成 29 年 3 月 17 日
最終改正 令和元年 12 月 23 日
山口県土木建築部建築指導課

第一章 総則

（目的）

第 1 条 この要領は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成 27 年法律第 53 号。以下「法」という。）第 12 条第 1 項及び第 2 項並びに法第 13 条第 2 項及び第 3 項に定める建築物エネルギー消費性能適合性判定（以下「省エネ適判」という。）並びに法第 19 条第 1 項に定める計画の届出及び法第 20 条第 2 項に定める計画の通知等に係る事務に関し、必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第 2 条 この要領において使用する用語の意義は、法に定めるところによるほか、次の各号に定めるところによる。

- 一 申請者 省エネ適判を受けようとする者をいう。
- 二 計画書等 第 12 条第 1 項に定める建築物エネルギー消費性能確保計画書及び第 13 条第 2 項に定める建築物エネルギー消費性能確保計画通知書をいう。
- 三 変更計画書等 第 12 条第 2 項に定める変更後の建築物エネルギー消費性能確保計画書及び第 13 条第 3 項に定める変更後の建築物エネルギー消費性能確保計画通知書をいう。
- 四 省エネ適判機関等 法第 15 条第 1 項に定める登録エネルギー消費性能判定機関又は山口県をいう。
- 五 工場等の用に供する部分 建築基準法上の用途が工場、危険物の貯蔵又は処理に供する建築物、水産物の増殖場又は養殖場、倉庫、卸売市場及び火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設の用に供する部分とする。
- 六 省エネ基準 法第 2 条第 3 号に定める建築物エネルギー消費性能基準をいう。
- 七 建築主事 建築確認の審査を行う土木建築事務所及び土木建築部建築指導課の建築主事をいい、それぞれの所管区域及び取り扱う建築物は、「建築主事の所管区域等」（平成 2 年山口県告示第 305 号）の定めるところによる。
- 八 届出等 法第 19 条第 1 項に定める計画の届出又は法第 20 条第 2 項に定める計画の通知をいう。
- 九 届出者等 届出等をしようとする者をいう。

- 十 届出書等 法第 19 条第 1 項に定める計画の届出書又は法第 20 条第 2 項に定める計画の通知書をいう。
- 十一 土木建築事務所長等 届出等の審査を行う土木建築事務所長及び土木建築部建築指導課長をいい、それぞれの所管区域及び取り扱う建築物は、建築主事と同じとする。
- 十二 評価書 登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は登録住宅性能評価機関が行う建築物のエネルギー消費性能に関する評価が記載された書面等で、別表に定める評価書の欄のいずれかの書類をいう。

第二章 省エネ適判の事務処理

(申請書等の提出)

第 3 条 計画書等又は変更計画書等（以下「申請書等」という。）は、省エネ適判機関等に提出するものとする。次項以降は山口県に提出する場合について定める。

- 2 申請書等は、土木建築部建築指導課長（以下「建築指導課長」という。）に提出するものとする。
- 3 申請書等の提出部数は、正本 1 部、副本 1 部とする。
- 4 申請書等の様式、添付図書、記載事項等は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成 28 年国土交通省令第 5 号。以下「規則」という。）による。
- 5 申請者は第 4 項で定める書類の内、エネルギー消費性能適合性評価に用いた計算書の電子データ（計算に用いた各入力シート及び Web プログラム入力情報）を磁気ディスク（CD-R 等）に記録し提出するものとする。
- 6 申請書等には、山口県使用料手数料条例で定められた金額（以下「手数料額」という。）の山口県収入証紙を添付するものとする。

(申請書等の受付・審査)

第 4 条

1～6 (略)

- 7 建築指導課長は、申請書等を受理してから第 3 項又は第 4 項の通知書を交付するまでの間に、申請者から取下げの申し出があった場合には、別記様式第 1-2 号による取下げ届を提出させ、申請書類一式を申請者に返却するものとする。

(登録エネルギー消費性能判定機関の取扱い)

第 5 条 登録エネルギー消費性能判定機関は、法第 15 条第 3 項に係る複合建築物の省エネ適判に関する申請書等が提出された場合は、規則第 1 条第 4 項に定める書類及び図書を遅滞なく建築指導課長に送付するものとする。

- 2 建築指導課長は、前項によって送付された書類及び図書を第 13 条に基づき事務処理するものとする。

(適合判定通知後の手続き)

第6条 第4条第3項の適合判定通知書の交付を受けた者又は規則第6条第1号から第3号のみなし規定によるいずれかの書類の交付を受けた者(以下「適合建築主」という。)は、法第12条第6項及の規定により、建築主事又は指定確認検査機関に規則第6条で定める書類(以下「適合判定通知書等」という。)を提出するものとする。

2 第1項により適合判定通知書等を建築主事に提出する場合は、第2条第七号に定める建築主事に提出するものとする。

(省エネ適判に係る建築確認の審査)

第7条 (略)

(軽微変更該当証明申請書の提出)

第8条 適合建築主は、規則第3条で定める軽微な変更のうち、建築物のエネルギー消費性能に係る計算により省エネ基準に適合することが明らかな変更(建築物エネルギー消費性能確保計画の根本的な変更を除く。以下「再計算による軽微変更」という。)に該当していることを証する書面(以下「軽微変更該当証明書」という。)の交付を当初の省エネ適判を申請した省エネ適判機関等に求めることができる。次項以降は山口県に交付を求める場合について定める。

2 軽微変更該当証明申請書(別記様式第1-3号)は、建築指導課長に提出するものとする。

3 軽微変更該当証明申請書の提出部数は、正本1部、副本1部とする。

4 軽微変更該当証明申請書には第3条第4項に定める変更計画書等に必要添付図書及び同条第5項に定める磁気ディスクを添えて提出するものとする。

5 軽微変更該当証明申請書には、手数料額の山口県収入証紙を添付するものとする。

(軽微変更該当証明申請書の受付・審査)

第9条

1～4 (略)

5 建築指導課長は、軽微変更該当証明申請書を受理してから第4項又は第5項の書面を交付するまでの間に、申請者から取下げの申し出があった場合には、別記様式第1-6号による取下げ届を提出させ、申請書類一式を申請者に返却するものとする。

第三章 省エネ適判に係る完了検査の事務処理

(完了検査の申請)

第10条 適合建築主は、省エネ適判に係る建築物の建築基準法(昭和25年法律第201号)に基づく完了検査を受けようとするとき、建築基準法施行規則(昭

和 25 年建設省令第 40 号) に定める図書及び書類に、別記様式第 1-7 号による省エネ基準工事監理報告書を添えて、当該建築物の工事施工地を所管する土木建築事務所に提出するものとする。

- 2 適合建築主は、規則第 3 条に定める軽微な変更該当する変更を行った場合は、別記様式第 1-8 号による軽微な変更説明書及び説明図書を第 1 項の書類に併せて提出するものとする。
- 3 適合建築主は、第 8 条に係る再計算による軽微変更を行った場合は、前項の軽微な変更説明書に第 9 条第 3 項で交付される軽微変更該当証明書の写し及び軽微変更該当証明申請書の副本の写し（以下「軽微変更該当証明書等」という。）を添付するものとする。

(省エネ適判に係る完了検査の受付・実施)

第 11 条

1～6 (略)

- 7 前条及び第 1 項から前項までの規定は、建築基準法に基づく仮使用認定を受けようとする場合について準用する。この場合において、「完了検査」とあるのは「仮使用認定」と、「建築主事」とあるのは「山口県知事」と、「検査済証」とあるのは「仮使用認定通知書」と読替えるものとする。

第四章 届出等の事務処理

(届出書等の提出)

第 12 条 届出書等は、当該届出に係る建築物の工事施工地を所管する土木建築事務所長に提出するものとする。

- 2 届出書等の提出部数は、正本 1 部、副本 1 部とする。
- 3 届出書等の添付図書、記載事項等は、規則による。なお、規則第 12 条第 1 項に定める添付図書のうち、所管行政庁が必要と認める図書は、評価書の交付を受けた場合は、評価書とする（法第 19 条第 4 項又は法附則第 3 条第 5 項の規定による書面の提出があった場合を除く）。この場合において規則第 12 条第 4 項の規定により、届出に係る添付図書のうち各種計算書等の添付は要しないものとする。
- 4 法第 25 条第 2 項、法第 30 条第 9 項、都市の低炭素化の促進に関する法律（平成 24 年法律第 84 号）第 10 条第 10 項及び第 54 条第 9 項の規定により建築物全体について認定を受けたときは、届出等は不要とする。

(届出書等の受付・審査)

第 13 条 (略)

(届出書等の提出状況の確認等)

第 14 条 (略)

第五章 その他

(法に係る立入検査証)

第 15 条 (略)

(文書の保存期間)

第 16 条 (略)

附 則

(施行期日)

この要領は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和元年 12 月 23 日から施行する。

別表 (評価書)

対象建築物	評価書
一戸建ての住宅	住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成 11 年法律第 81 号）第 6 条第 1 項に規定する設計住宅性能評価書又は型式住宅部分等製造者認定書の写し。
全ての建築物	（一社）住宅性能評価・表示協会が運用する建築物省エネルギー性能表示制度に基づく評価書（共同住宅にあつては、全ての住戸もしくは住棟全体を評価しているものに限る。）の写し。（いわゆる BELS 評価書）